

住民税非課税世帯に臨時特別給付金が支給されます

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、厳しい状況にある人の事業や生活・暮らしの支援として、臨時特別給付金を支給します。

▶給付額 1世帯あたり10万円 ▶対象者 次の①または②のいずれかに該当する世帯
①3年12月10日現在で、世帯全員の3年度分の住民税均等割が非課税である世帯。住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除きます。②新型コロナウイルス感

染症の影響を受けて家計が急変し、①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯

現在、給付に向けて準備を進めています。①の世帯へは、1月31日(月)に案内を送付する予定です。※3年1月2日以降に転入した世帯などへは2月以降順次送付します。②の世帯は、2月1日(火)から市役所地下1階食堂に設置する窓口での受付を予定しています。詳細が決まり次第、市ホームページなどでお知らせします。

問い合わせは
健康福祉課 ☎421-6731へ

また、非課税世帯等臨時特別給付金コールセンターを1月19日(水)から開設します。

☎421-6746 受付時間：午前9時～午後5時(土・日・祝日を除く)

給付金を装った「電話d e詐欺」などにご注意ください。市や国などの職員がA T Mの操作をお願いすることは、絶対にありません。自宅や職場に不審な電話がかかってきた場合は、市消費生活センター ☎483-1151または八千代警察署 ☎486-0110にご連絡ください。

子育て世帯に10万円の給付金が支給されます

本市で児童手当を受けていない高校生のみの世帯、公務員の世帯及び3年9月1日以降生まれの新生児が本給付金を受給する場合、申請が必要となります。3年9月30日現在、本市に住民登録がある児童の保護者あてに、先行給付金に関する案内の文書を送付しました。この先行給付金の申請により、先行給付(5万円)と追加給付(5万円)の申請とし

ます。また、所得制限がありますので、同封の「支給対象者について」により、所得要件に該当するかご確認ください。申請書に必要事項を記入し、振込口座確認書類等必要書類を添付し、返信用封筒にて郵送してください(2月28日(月)必着)。なお、特定の条件に該当する場合は、他に書類が必要となる場合があります。詳しくは市ホームページ(右のコー

問い合わせは
子ども福祉課 ☎421-6754へ

ド)をご覧ください。

▶給付額 児童一人あたり10万円 ▶対象者 平成15年4月2日から4年3月31日までの間に生まれた児童 ▶申請方法 郵送による申請 ▶申請期限 2月28日(月)(必着) ※新生児の申請期限は延長予定です。▶支給時期 支給決定後順次支給します。



マイナポイント第2弾を開始しました 最大2万円相当のポイントがもらえます

コロナ克服・新時代開拓のための経済対策の一環として、マイナンバーカードを取得した人を対象に、最大2万円相当のポイントが付与されます。

マイナポイントをもらうには

マイナポイントの取得には、マイナンバーカードが必要となります。カードの交付申請方法は、マイナンバーカード総合サイトをご覧ください。右のコードから見られます。



マイナポイント第2弾として 次の①から実施します

①マイナンバーカードの新規取得 最大5,000円相当のポイント(実施中)

マイナンバーカードを取得した人のうち、マイナポイント第1弾に申し込んでいない人が対象となります。(マイナンバーカードをこれから取得する人も含む。)3年12月末ま

でにマイナポイント第1弾に申し込んだ人で、まだ、2万円分のチャージまたは買い物を行っておらず、最大5,000円相当までポイント付与を受けていない場合は、4年1月1日以降も引き続き最大5,000円相当までポイント付与を受けることができます。

マイナポイントの予約・申込みが必要となり、選択したキャッシュレス決済サービスでチャージまたは買い物をするとマイナポイントとして25%(最大5,000円相当)のポイントがもらえます。付与の時期はキャッシュレス決済サービスにより異なります。対象となるキャッシュレス決済サービスは、マイナポイントホームページでご確認ください。右のコードから見られます。



※パソコンやスマートフォンをお持ちでない人は、市役所1階ロビーにあるマイナポイント手続スポットでマイナポイントの予約・申込みができます。(1月21日(金)からは市役所

問い合わせは
マイナポイント：総務課 ☎483-1151(代)へ
マイナンバーカード：戸籍住民課 ☎421-6719

地下1階食堂に移設予定です。)

1月21日(金)からマイナポイント申込支援コーナー内にコールセンターを開設します。

☎421-6728 受付時間：午前8時30分～午後5時(土・日・祝日を除く)

②健康保険証の利用登録で7,500円相当のポイント(今後実施予定)

マイナンバーカードの保険証利用登録の手続きをするとマイナポイントがもらえます。保険証登録することで、マイナポータルから特定健診情報などが見られるなどのメリットがあります。

③公金受取口座登録で7,500円相当のポイント(今後実施予定)

公金受取用の預貯金口座を登録するとマイナポイントがもらえます。預貯金口座情報を登録することで、今後の給付金などの申請において、口座情報の記載や通帳の写しなどの添付が不要となり、手続きが簡素化されます。口座登録手続きは、今後開始予定です。

広告